

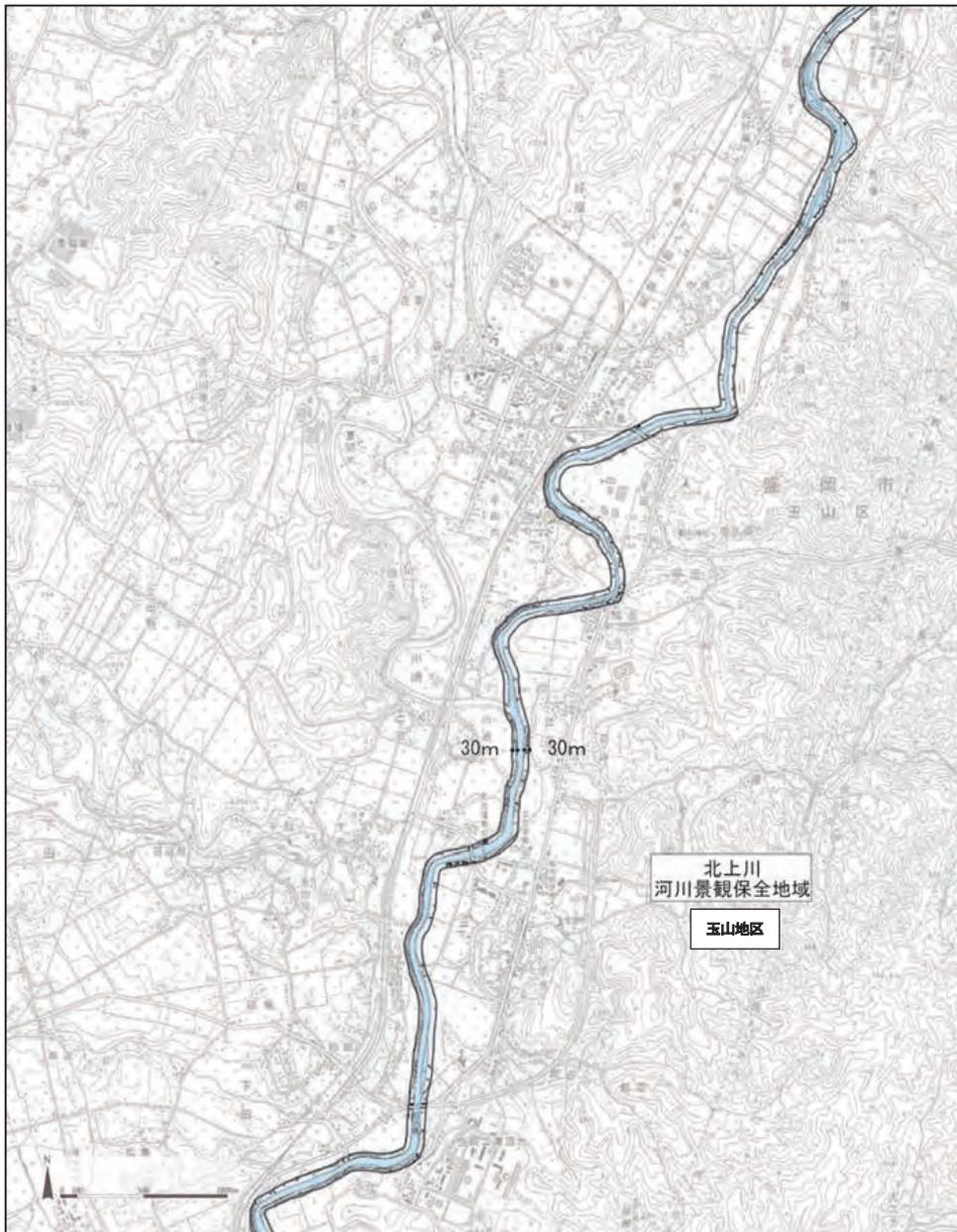
### Ⅲ-5-5 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

景観形成重点地域：河川景観保全地域 各地域の河川、湖沼、水辺の景観

<b>基本方針</b>		各地域を流れる河川や湖沼などの水辺の景観は、周囲の緑とともにまちにやすらぎと潤いを与えていることから、親水性を大切にし、やわらかで清涼感のある景観形成を目指します。
<b>届出対象行為</b>		Ⅲ-9 届出対象行為及び特定届出対象行為の別表による。
<b>指針</b>	<b>位置</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築物、工作物及び屋外広告物（以下「建築物等」という。）の位置、規模、形態、意匠、色彩及び素材については、河川景観と調和したものとすること。</li> <li>建築物等の配置は、河川敷へのアクセス感に配慮したゆとりを確保すること。</li> <li>河川沿いの建築物の壁面の位置は、河川に対して、一定の整序感が創出されるよう配慮すること。</li> <li>建築物の内部から河川や山並みの眺めを活用出来るように工夫すること。</li> </ul>
	<b>高さ</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>河川の対岸から見たときに、建築物等が河川の景観に対し圧迫感を与えないよう、対岸から見たときの仰角による建築物等の高さ及び河川に面する側の建築物の配置、形態、意匠並びに色彩等について配慮すること。</li> <li>建築物等の高さについては、各橋上からの山並み眺望への影響を踏まえて計画すること。</li> </ul>
	<b>形態・意匠</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>河川や河川沿いの道路に面する建築物等は、河川に対して正面性を意識した形態及び意匠とし、河川景観と一体感のある景観に配慮すること。</li> <li>建築物等の最上部の形態であり、市街地のスカイラインを構成する屋上工作物、塔屋等については、まち並みの連続性や山並みを切らないように留意すること。</li> <li>橋のたもとに面する建築物については、前面に空地を設け、1、2階を低層とし、かつ閉鎖的とならない形態意匠とする等、橋のたもとに対して圧迫感を与えないよう配慮すること。</li> </ul>
		<p>玉山重要眺望地点から岩手山・姫神山眺望景観保全地域</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>視点場からの眺望景観保全領域内において、特に俯瞰景となる位置では、視点場からの山容と水辺との関係性に配慮し、調和した外観意匠とすること。</li> </ul>
	<b>色彩</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>色彩は、水辺の景観にふさわしいものとすること。</li> <li>基調色として、避けるべき色彩は使わないこと。</li> <li>屋根は、無彩色等落ち着いた色調とすること。</li> </ul>
	<b>素材</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋根及び外壁は、自然素材を使用する等、河川景観と調和する素材に配慮すること。</li> </ul>
	<b>緑化</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>敷地内は出来る限り緑化し、樹姿又は樹勢の優れた既存の樹木がある場合には保存又は移植により、修景に活用するよう配慮すること。</li> <li>河川沿いの建築敷地内の植栽は、樹種、樹木の数、大きさを考慮し、ベンチ等と一体として構成するよう配慮すること。</li> <li>河川と建築物等の間には、緑地やオープンスペース等を配する等、やわらかく連続するよう配慮すること。</li> <li>建築物等の背面に河川がある場合には、河川の対岸からみて露出した印象とならないよう、積極的に緑化すること。</li> </ul>
	<b>建築設備</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>河川に面したバルコニー等にクーラーの室外機や給湯器等を設ける場合は、露出しないように柵等により遮蔽修景を行うこと。</li> </ul>
<b>勸告基準</b>	<b>高さ</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>河川の対岸から見たときの圧迫感を軽減するため、建築物等の各部分の高さは、河川の対岸の標高に河川の対岸から建築物等の各部分までの水平距離に仰角20度（<math>\tan 20^\circ = 0.3639</math>）を乗じた数値及び1.5m（人の視線の平均的高さ）を加えた数値から建築物等の計画敷地の標高を減じた数値以下とすること。</li> </ul>
	<b>色彩</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋根及び外壁の基調となる色彩は、避けるべき色彩を使用しないこと。</li> <li>建築物の色彩は、周辺の環境と調和した落ち着いた色調とすること。</li> </ul>

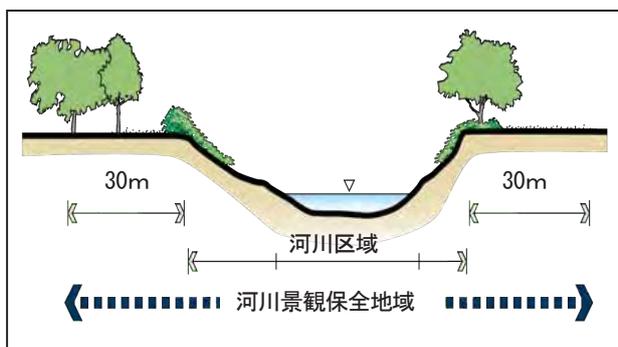
勸告基準	建築設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋上に設置する建築設備等の機器類は、周囲から見て露出しないように遮蔽修景を行うこと。</li> </ul>
備考	<p>※各形成地域及び各形成重点地域が重なる区域については、上記基準に各形成地域及び各形成重点地域の基準を付加する。</p>	

Ⅲ—5—1 景観形成重点地域：河川景観保全地域（玉山地区：北上川）

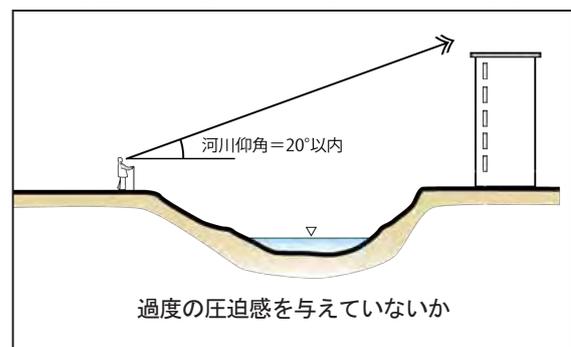


「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000（地図画像）を複製したものである。（承認番号 平20業復、第790号）」

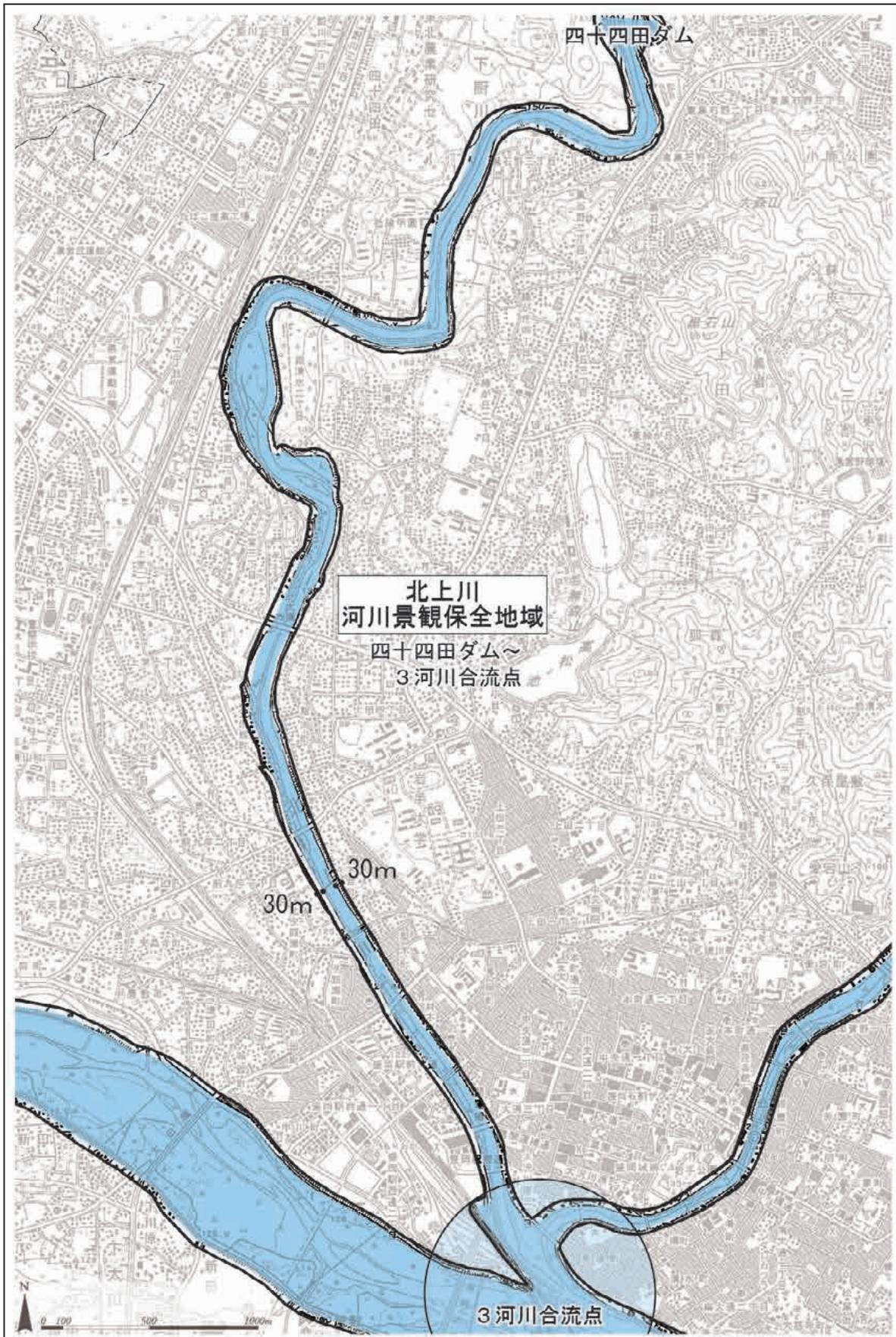
河川景観保全地域（河川区域及びその両側30mの範囲）



行為の制限の一例（高さ：河川対岸からの圧迫感低減）

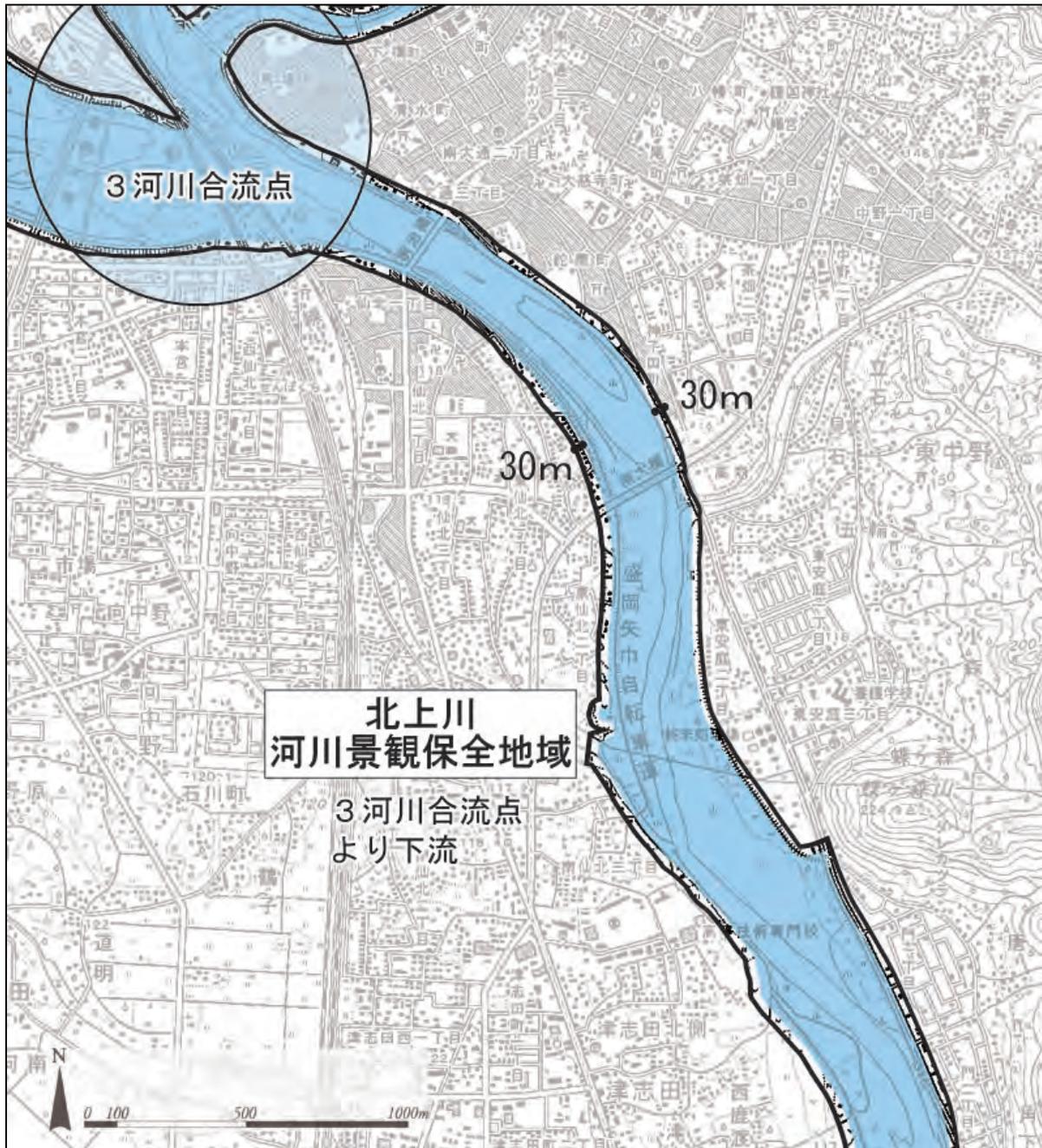


Ⅲ-5-1 景観形成重点地域：河川景観保全地域（北上川：四十四田ダム～3河川合流点）



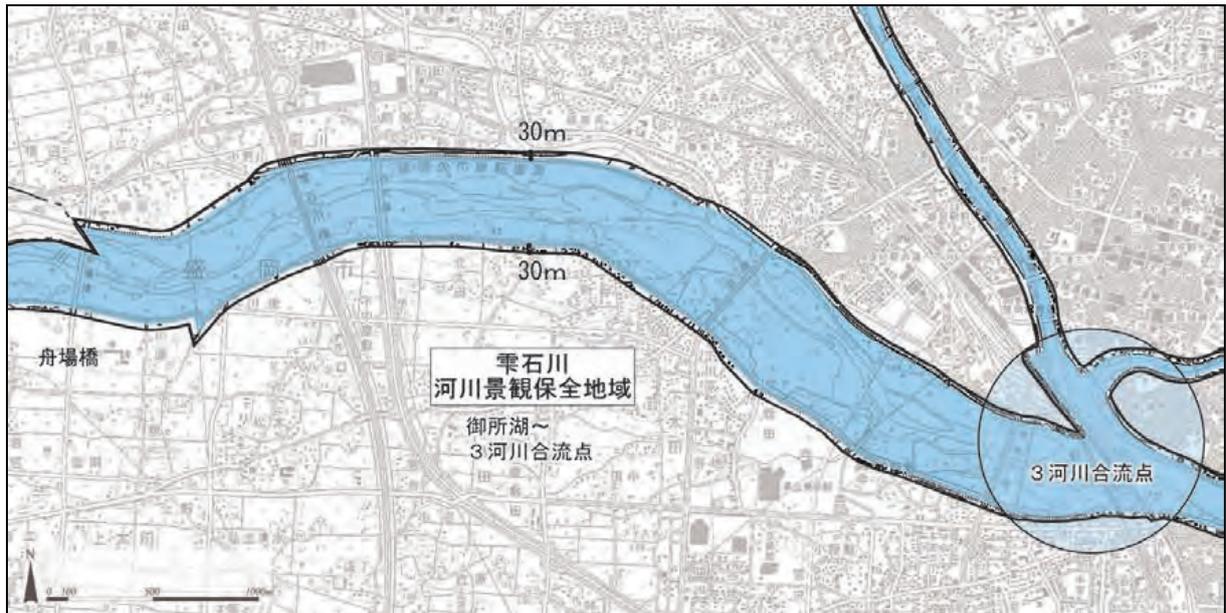
「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000（地図画像）を複製したものである。（承認番号 平20業復，第790号）」

Ⅲ-5-1 景観形成重点地域：河川景観保全地域（北上川：3河川合流点より下流）



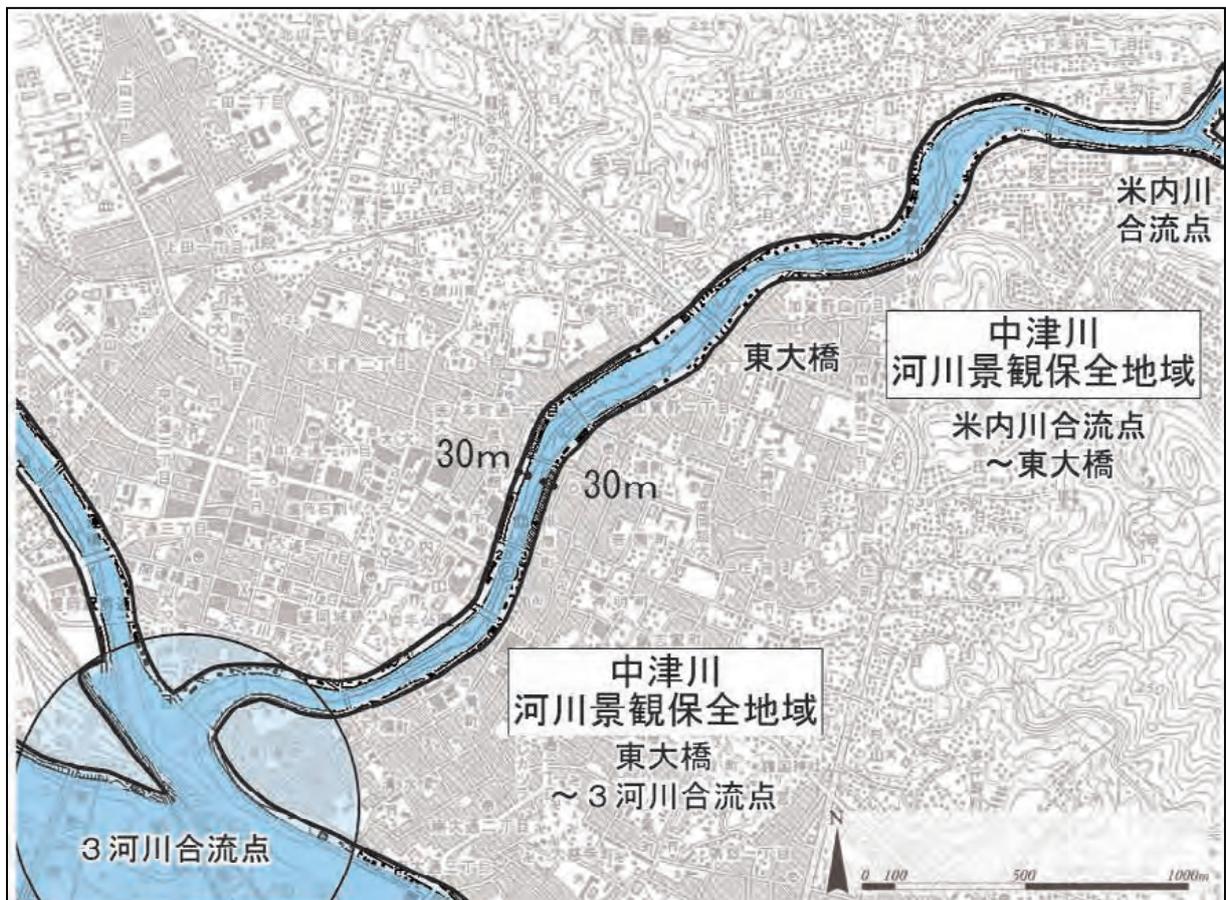
「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000（地図画像）を複製したものである。（承認番号 平20業復、第790号）」

Ⅲ-5-2 景観形成重点地域：河川景観保全地域（雫石川）



「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000（地図画像）を複製したものである。（承認番号 平20業復、第790号）」

Ⅲ-5-3 景観形成重点地域：河川景観保全地域（中津川）



「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000（地図画像）を複製したものである。（承認番号 平20業復、第790号）」